

補助金で暮らしをサポート

有害鳥獣による被害を受けている人へ

■鳥獣防護さく等設置事業

防護さく等の購入を助成しています。(1年度に1回まで)

■農林業者対象

☑市内に農林地を有する農林業者
対象種目 防護さく(トタン・溶接金網)、電気さく、防鳥ネット、捕獲わな(箱わな)※工事費は除く。

補助額

- ・農林業者(個人):対象経費の3分の1か、30,000円のどちらか低い額
- ・農事組合法人か2戸以上の農林業者(隣接する2筆以上の農地を囲む場合):対象経費の2分の1か、70,000円のどちらか低い額

■非農林業者対象

☑町内会等非農林業者で組織する団体で、次の要件をすべて満たすもの

- ①人その他財産被害を受けている10戸以上の者で構成していること。
- ②代表者が広島県主催の集落リーダー研修会を受講(予定含む)か、団体等の主催で有害鳥獣対策を学習すること。
- ③防護さくの継続的管理ができること。

対象種目 防護さく(溶接金網)

補助額 対象経費相当額(上限10万円)

【共通事項】必ず設置前に補助金申請を行ってください。設置後の受付はできません。

☎農林水産課(☎0848-38-9473)

御調支所まおこし課(☎0848-76-2922)

向島支所まおこし課(☎0848-44-0112)

因島総合支所まおこし課(☎0845-26-6211)

瀬戸田支所まおこし課(☎0845-27-2212)

■子育て世帯等住宅取得支援事業補助金

市内で新たに中古住宅を取得し、定住する若年子育て世帯・新婚世帯へ、購入費用の一部を補助します。

☑①若年子育て世帯:中学生以下の子を扶養する世帯で、申請者(夫婦どちらか)が満40歳未満の者である世帯。

②新婚世帯:申請日の時点で婚姻日から3年以内の夫婦か婚姻予定で、どちらも満40歳未満の世帯。

③移住希望者:市内に定住するため転入する若年子育て世帯か新婚世帯で、転入日以前の3年間において本市に住んでいないこと。

対象物件 新耐震基準に適合した住宅で、3カ月以上居住していない市内の中古住宅で、延べ床面積75㎡以上のもの(居住面積が2分の1以上の併用住宅を含む。)

※住宅購入前の申請が必要。

補助内容

①②購入費の2分の1(上限30万円)

③購入費の2分の1(上限50万円)

※①②③とも、親世帯と同居・近居で10万円加算

※その他条件があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎まちづくり推進課(☎0848-38-9247)

■小型合併浄化槽補助金制度

☑合併浄化槽工事を行っていないこと

○自己居住用の個人住宅で10人槽以下のもの

※店舗などを併設するものも含むが、補助は住宅部分のみ。

○工事が2020年3月15日(日)までに終了すること

補助金額

区分	改築	改築以外
5人槽	482,000円	166,000円
7人槽	564,000円	207,000円
10人槽	698,000円	274,000円

※改築は、同一敷地内で単独処理浄化槽か汲取り便槽を廃止し小型浄化槽を設置すること。既存の住宅建替えの場合も含む。

※単独浄化槽から転換の場合、更に100,000円を加算。

補助の対象にならない地域

公共下水道事業計画区域(*), 漁業集落環境整備事業区域、農業集落排水事業整備区域、団地内などの処理施設で生活排水を処理している区域

(*)下水道の整備が見込まれない、整備に相当の期間を要する区域を除く。

☎下水道課(☎0848-29-7010)

■市民の皆さんの自主的な活動を支援します

市民の皆さんによるまちづくり活動を、補助金の交付で支援しています。今年度から新たに「地域コミュニティ部門」を創設しました。

■市民活動部門

☑市内在住か勤務している5人以上のグループ

■地域コミュニティ部門

☑町内会・区長会等の住民自治組織や地区社会福祉協議会

【共通事項】

補助金額 対象経費の3分の2以内(上限額50万円、2年目以降30万円)※最長3年まで。

☎6月10日(月)までに、所定の様式を提出

※書類審査を行い、後日通知します。

☎政策企画課(☎0848-38-9435)

■尾道市中小企業融資制度

中小企業の皆さんが、資金調達を円滑にできるように、金融機関・広島県信用保証協会と協力して低利の融資を行っています。

☑市内に事業所を有し、1年以上引き続き事業を営む納税成績良好な中小企業者、事業協同組合など

補助内容 市が信用保証料の半額を負担し、料率を信用保証協会より低く設定

融資制度の種類

(平成31.4.1現在)

資金の種類	融資限度額	融資期間	融資利率	信用保証料率
運転資金	普通貸付 会社・個人 1,500万円	7年以内 (内据置6か月以内)	短期年1.9%以下 (1.5%以下)	所定の 信用保証料率 0.45%~1.9% うち 本人負担分 0.225%~0.95% ※所定の利率から 本人負担分へ 引き下げた 半額部分は市が負担
	事業協同 組合等 1,800万円		長期年2.1%以下 (1.7%以下)	
設備資金	小口貸付 会社・個人 500万円	7年以内 (内据置6か月以内)	短期年1.8%以下 (1.4%以下)	
	会社・個人 2,500万円 事業協同 組合等 2,800万円		長期年2.1%以下 (1.7%以下)	
		10年以内 (内据置1年以内)	年2.1%以下 (1.7%以下)	

☎商工課(☎0848-38-9182)

市内の金融機関

尾道商工会議所(☎0848-22-2165)

因島商工会議所(☎0845-22-2211)

尾道しまなみ商工会(☎0848-44-3005)

尾道しまなみ商工会御調支所

(☎0848-76-0282)

尾道しまなみ商工会瀬戸田支所

(☎0845-27-2008)

■地域集会施設の新築・購入等を助成します

☑町内会、区長会等(認可地縁団体に限る)

補助対象 地域集会施設の新築、購入等

※平成31(2019)年度内に完成する施設。

補助金額 対象経費の2分の1以内(上限額400万円)

※ただし予算の範囲内。

申請は5月からの受付を予定しています。事前にご相談ください。

☎政策企画課(☎0848-38-9435)

既存集会施設リフォームの助成については、以下にお問い合わせください。

☎高齢者福祉課(☎0848-38-9137)

■創業者・創業予定者のチャレンジを応援します

■創業資金利子補給金交付制度

創業に係る支払利子相当額を2年間補助します。(年間上限30万円1回限り)

☑市内に事業所を有している事業者

- (株)日本政策金融公庫の創業に係る資金・広島県制度融資の創業支援資金の融資を受けて1年以内に創業した事業者か、創業後1年以内に融資を受けた事業者
- 納税成績の良好な事業者

適用期間 2020年3月31日までの申請予定届提出分

※融資実行日から60日以内に申請。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎商工課(☎0848-38-9182)

■尾道市創業支援補助金

市内で新たに創業するための初期投資の一部を助成します。

☑市内に新たに事業所を設置しようとしている新規創業者

- 特定創業支援事業(*)を受けた証明書を有する人
- 創業資金融資で事業所開設の設備資金を対象とする融資を受ける事業

補助内容 事業所開設の整備に要する経費の2分の1(上限50万円)※建物の改修か修繕の経費。

募集期間 2020年1月31日(金)まで

※予算がなくなり次第終了。

(*)創業に必要な知識を身に付けられる、創業支援事業計画に位置付けられた商工団体等による継続的な支援。

☎商工課(☎0848-38-9182)